

平成30年8月17日
土地・建設産業局建設業課

平成30年度下請取引等実態調査の実施

～建設工事における取引の適正化を目指し、14,000業者に調査実施～

国土交通省及び中小企業庁では、建設業法(昭和24年法律第100号)第31条第1項及び第42条の2第1項の規定に基づき、建設工事における下請取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査を毎年実施しています。

今般、全国の建設業者14,000業者を対象に調査を実施致します。

1. 調査対象業者

大臣許可建設業者 1,750業者
知事許可建設業者 12,250業者

2. 調査方法

郵送による書面調査

3. 調査期間

平成30年8月17日から平成30年9月7日

※本調査は例年7月に開始していますが、「平成30年7月豪雨」により、各地で甚大な被害が発生したことを考慮し、調査の開始を延期しています。

4. 調査内容

元請・下請間及び発注者・元請間の取引の実態等、消費税の転嫁に関する状況、技能労働者への賃金支払い状況、社会保険等の加入状況

詳細は、国土交通省 HP (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html)を参照してください。

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長 補佐 茂原 (内線 24715) TEL : 03-5253-8111 (代表)、03-5253-8362 (直通)
調査指導係長 二宮 (内線 24785) FAX : 03-5253-1553

下請取引等実態調査(S54~)

- 建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施

H30年度調査概要

- ◇調査対象：全国の建設業者 14,000業者（大臣許可 1,750業者、知事許可 12,250業者）
- ◇調査方法：郵送による書面調査
- ◇調査期間：平成30年8月17日から平成30年9月7日
- ◇調査内容：
 - ・下請負人との見積方法の状況
 - ・下請契約の締結方法の状況
 - ・下請代金の支払期間・方法の状況
 - ・発注者による元請負人へのしわ寄せの状況
 - ・元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況
 - ・消費税の転嫁に関する状況
 - ・技能労働者への賃金支払状況
 - ・社会保険等への加入状況など

※本調査は例年7月に開始していますが、「平成30年7月豪雨」により、各地で甚大な被害が発生したことを考慮し、調査の開始を延期しています。

※「元請業者と1次下請業者」間の取引状況のみならず、「1次下請業者と2次下請業者」などの下下間の取引状況も対象



調査後の措置

- ・法令違反行為を行っている建設業者に対して指導票を送付し、是正措置を講ずるよう指導
- ・法令違反疑義があり、特に必要がある場合には、許可行政庁による立入検査等の端緒情報として活用



建設工事における下請取引の適正化